復興庁
Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

風評被害の現状とその払拭に向けた取組
（風評関連資料集　詳細版）

復興庁では、復興の現状に関する国内外への正確な情報発信に取り組んでいます。
その際に活用できるよう、風評被害のもととなる様々な事象について、正確な現状や我が国の取組を、国内外の皆さまに分かりやすくご理解いただくための資料集（現時点版）を作成いたしました。

１．廃炉・汚染水対策に関する状況

２．空間線量の推移と環境の改善

３．食品の安全・安心の確保に向けた取組

４．観光復興に関する取組

５．輸入規制の撤廃等に向けた取組

2017年7月

１. 廃炉・汚染水対策に関する状況

・汚染水対策の進捗と今後の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
・廃炉対策の進捗と今後の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
・福島第一原発の敷地境界及び周辺海域の改善状況
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
・福島第一原発エリア内の環境の改善　・・・・・・・・・ 7

２. 空間線量の推移と環境の改善

・空間線量率の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
・12市町村全体の物理減衰のみによる空間線量見通し
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
・福島県内の空間線量率の現状①　・・・・・・・・・・・・・ 11
・福島県内の空間線量率の現状②　・・・・・・・・・・・・・ 12
・＜参考1＞放射線の健康への影響　・・・・・・・・・・・・・ 13
・＜参考2＞身の回りの放射線　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
・福島の復興・再生 避難指示区域の状況①　・・・・・・・ 15
・福島の復興・再生 避難指示区域の状況②　・・・・・・・ 16
・避難指示区域における交通インフラの改善と交通状況
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

３. 食品の安全・安心の確保に向けた取組

・科学的根拠により設定された世界で最も厳しい
レベルの基準値の採用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
・福島県の食品の安全・安心に向けた取組①　・・・・・・ 20
・福島県の食品の安全・安心に向けた取組②　・・・・・・ 21
・福島県の食品の安全・安心に向けた取組③　・・・・・・ 22
・＜参考＞福島県における海産物の調査結果　・・・・・ 23
・福島県の海産物に関する自主検査　・・・・・・・・・・ 24
・出荷制限解除までの流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
・食品についての風評被害の現状　・・・・・・・・・・・ 26
・福島産の農林水産業の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
・被災地産品の販路拡大等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

４. 観光復興に関する取組

・観光客中心の宿泊施設の延べ宿泊者数　・・・・・・・・・・ 30
・海外からの来訪客　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
・福島県教育旅行入込数推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
・観光復興に向けた取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
・福島県における観光関連復興支援事業・・・・・・・・・・・ 34
・東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業・ 35

５. 輸入規制の撤廃等に向けた取組

・諸外国・地域の輸入規制状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
・福島第一原発事故後の輸入規制に係る各国政府
への働きかけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

１．廃炉・汚染水対策に関する状況

汚染水対策の進捗と今後の見通し

		これまでの取組と成果（～2017年3月）	今後の見通し
近づけない	建屋への地下水流入量 約400㎥/日（2011.6～2014.5） 約300㎥/日（2014.5～2015.9） 約120㎥/日（目標(100m3/日)水準概ね達成）（2017.3）	地下水バイパス稼働【2014.5～】2017年3月まで約27万㌧排水 サブドレン稼働【2015.9～】2017年3月まで約30万㌧排水 敷地舗装92%完了【2017.２時点】 凍土壁（陸側遮水壁）閉合 【2016.3 凍結開始】【2016.10 海側凍結完了】 【2017.3 山側未凍結1箇所を除き凍結中】4m盤での汲み上げ量：凍結開始前の日量約400トンから約120トン(2017年3月)まで減	サブドレンの強化【2016.10～】浄化設備の2系列化・汲み上げ井の復旧、増強、タンクの増設
漏らさない	周辺海域の放射性物質濃度※南放水口付近のセシウム137の値 約1万Bq /L（2011.3）（月平均） 検出限界値（0.7Bq/L）未満（2017. 3）	水ガラスによる地盤改良【2014.3】 海側遮水壁閉合【2015.10】これに伴い地下水ドレンからの汲み上げを開始【2015.11】 溶接型タンクの増設【2017.1時点】溶接型タンクは約85万㌧（総容量約98万㌧の約9割）	タンク増設計画 新規増設やフランジ型タンクのリプレース等により、2020年までに約137万トンの溶接型タンクを設置予定。 フランジ型タンクの処理 二重堰の設置などの漏えい防止策や側板フランジ部への防水シール材等による予防保全策、1日4回のパトロール等を実施し、2018年まで使用を継続。
取り除く	敷地境界の追加的な実効線量 約11mSv/年（2012.3） 1mSv/年未満（2016.3達成）	タンク内汚染水の処理が概ね完了【2015.5】→累計約76万 m³ 更なるリスク低減の観点から、ALPS処理を継続 トレンチ内汚染水の処理が全て完了【2015.12】→累計約1万m³	ALPS処理水の長期的取扱いの検討【2016.9多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会設置】
建屋内滞留水処理		１号機タービン建屋を循環注水ラインから切り離し【2016.3】 1号機タービン建屋内の床面露出【2017.3】 復水器内の高濃度汚染水処理１号機抜き取り開始【2016.10】 建屋滞留水放射性物質の2014年度末比半減【2017.1】	建屋内滞留水の処理完了【2020年内】

＜その他＞

- ○Ｋ排水路の港湾内への付け替え【2016.3】
- ○一般作業服着用可能エリアの拡大【2016.3】
- ○廃炉・汚染水対策に従事している作業チームへの感謝状授与【2016.4】
- ○廃棄物の処理処分に関する基本的な考え方のとりまとめ【2017年度内】

廃炉対策の進捗と今後の見通し

対策			2015年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
燃料取り出し	1号機	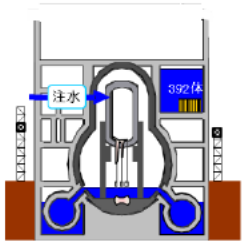	ダストの飛散防止対策を実施後、建屋カバー撤去開始【2015.10時点で屋根パネルは全て撤去】 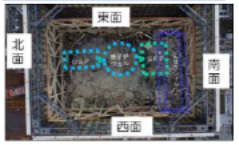	建屋カバー撤去完了【2016.11】 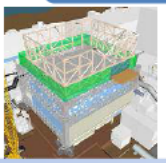 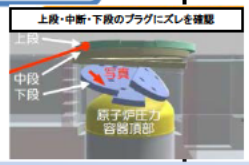	<取り出し開始時（2020年度）のイメージ> 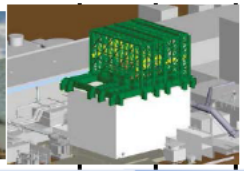					
			建屋カバー解体→ガレキ撤去・除染等→燃料取り出しカバー設置等					燃料取り出し（2020年度）		
	2号機	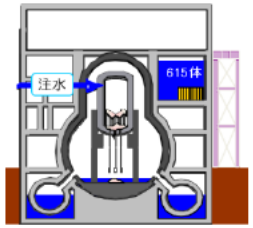	取り出しプラン選定に先立ち、２号機建屋上部の解体箇所の決定【2015.11】	オペレーティングフロアへアクセスするための構台の設置開始【2016.9】	<取り出しプラン（2017年度決定）のイメージ> 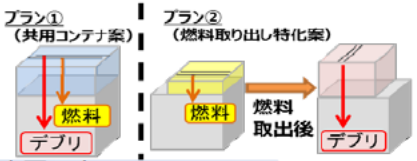					
			準備工事		建屋上部解体等			燃料取り出し（2020年度）		
	3号機	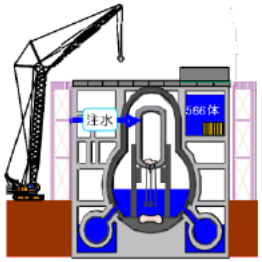	（参考）事故当初のオペレーティングフロア 使用済燃料プール内の最大のガレキ（約25t）を撤去完了【2015.8】 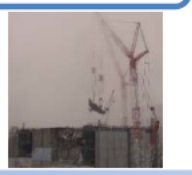	取出装置の設置開始【2017.1】 オペレーティングフロアの除染完了【2016.6】 遮へい体設置完了【2016.12】 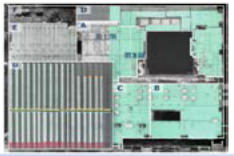	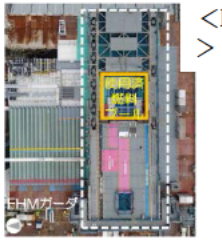 <取り出し開始時（2018年度中頃）のイメージ> 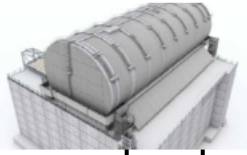					
			ガレキ撤去・除染→遮へい体設置→燃料取り出しカバー設置等			燃料取り出し（2018年度中頃）				
デブリ取り出し	1号機		宇宙線ミュオン内部調査【2015.5】 「ヘビ型」ロボット内部調査【2015.4】	檜葉遠隔技術開発センター本格運用開始【2016.4】 前回の調査結果を踏まえた、詳細な内部調査を実施【2017.3】	引き続き、国内外の叡智を結集し、研究開発を実施。					
	2号機			宇宙線ミュオン内部調査【2016.7】 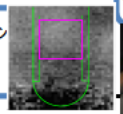 「サソリ型」ロボット等内部調査【2017.1～2】						
	3号機		ロボット内部調査に向けた事前調査を実施【2015.10】 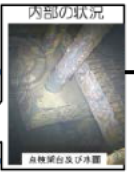		宇宙線ミュオン内部調査（５月～） 水中ロボットによる内部調査（夏頃）					
					デブリ取り出し方針決定（夏頃）	初号機デブリ取り出し方法確定（上半期）				
			原子炉格納容器内の状況把握／デブリ取り出し工法の検討			エンジニアリング作業等	デブリ取り出し準備	初号機の取り出し開始		

福島第一原発の敷地境界及び周辺海域の改善状況

○ 敷地境界における原子炉建屋からの放射性物質の放出による被ばく線量及び周辺海域における放射性物質濃度は、事故直後から数ヵ月で劇的に低下。

○ 現在では、敷地境界の追加的な実効線量は1mSv/年未満となり、周辺海域の放射性物質濃度は検出値未満となっている。

敷地境界上における大気中の線量
（原子炉建屋からの放射性物質の放出による被ばく線量）

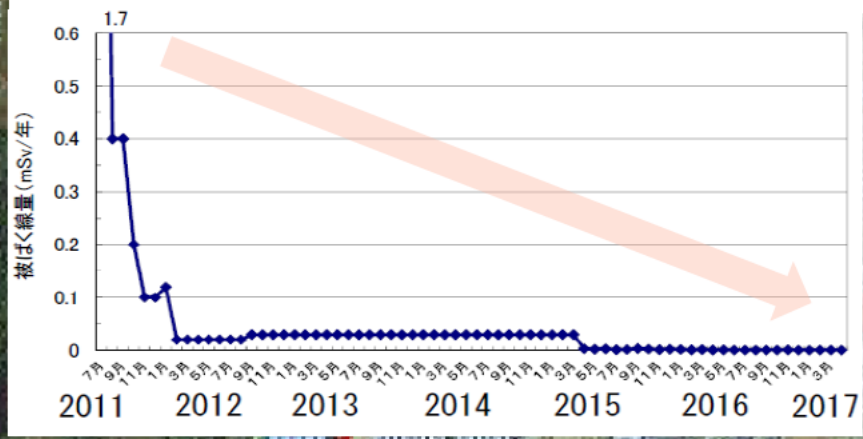

港湾外の放射性物質濃度（港湾外）

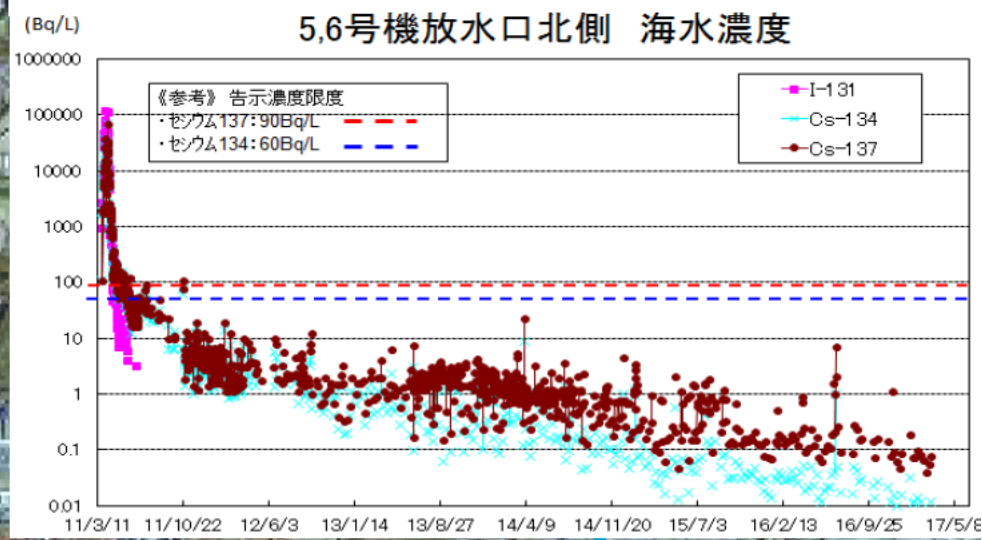

港湾内の放射性物質濃度（港湾内）

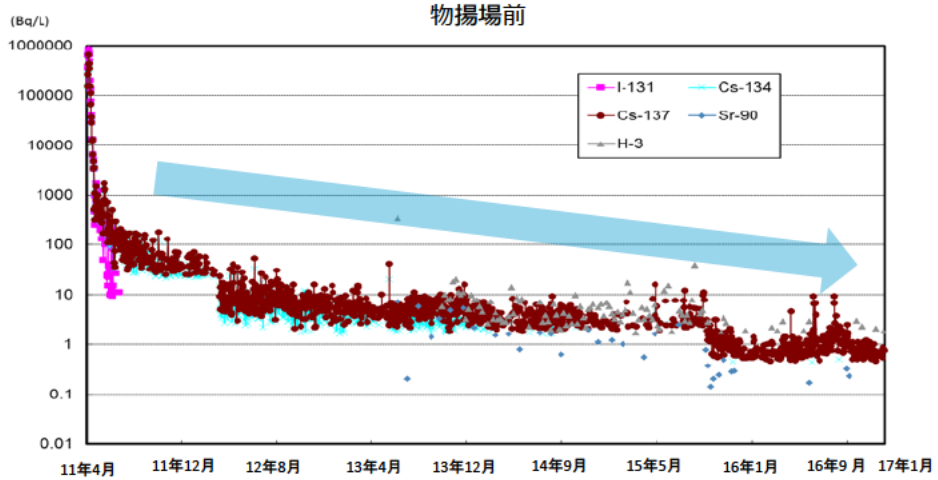

《参考》法令基準値

- セシウム134（Cs-134）：60Bq/L
- セシウム137（Cs-137）：90Bq/L
- ヨウ素(I-131)　：40Bq/L
- ストロンチウム（Sr-90）：30Bq/ L
- トリチウム（H-3）：60,000Bq/ L

福島第一原発エリア内の環境の改善

○ バスによる視察（降車なし）であれば、平服で可能。一般的なコースであれば、視察時の被ばく線量は0.02mSv程度であり、歯科のX線検査２回分に相当。
○ また、構内は除染や敷地舗装などにより、放射線量が低減。平成29年３月に、全面マスク着用や防護服の着用が不要な一般作業服エリアが構内の約95%まで拡大するなど、作業環境も大幅に改善。

＜被ばく線量の比較＞

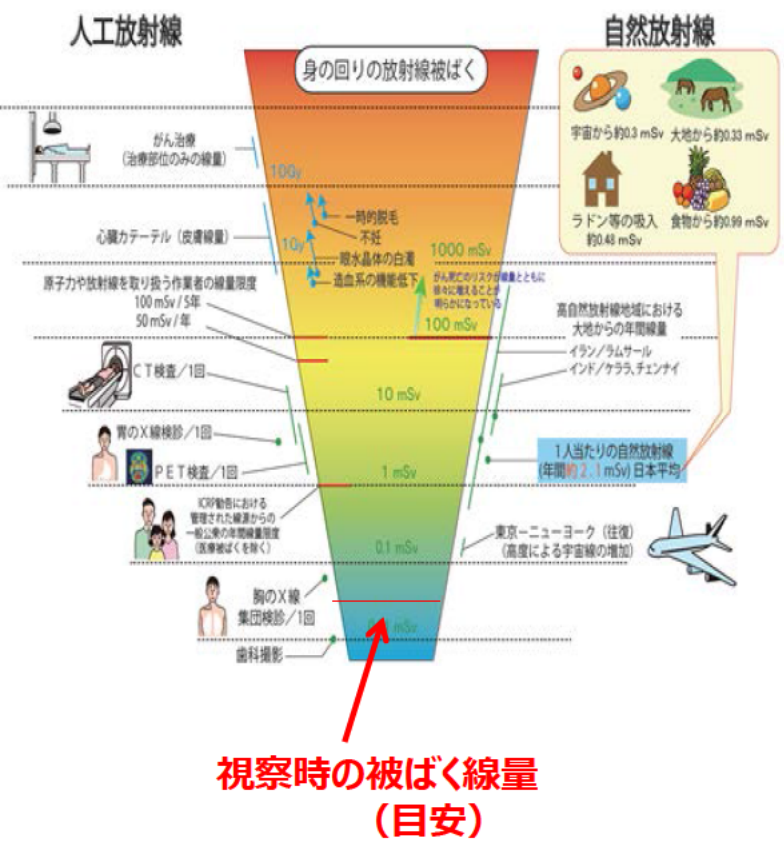

出典：量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所

＜大型休憩所内の施設＞

●食堂やローソン、シャワー室などが新たに設けられた

＜構内休憩スペースの変遷＞

仮設休憩所　　大型休憩所（2015.5～）

＜一般作業服着用可能エリア＞

：線量が高く防護服等を必要とするエリア
：線量が低く一般作業服で作業可能なエリア

２．空間線量の推移と環境の改善

空間線量率の推移

○ 福島第一原発から80km圏内の地表面から1m高さの空間線量率平均は、平成23年11月比で約71%＊減少。

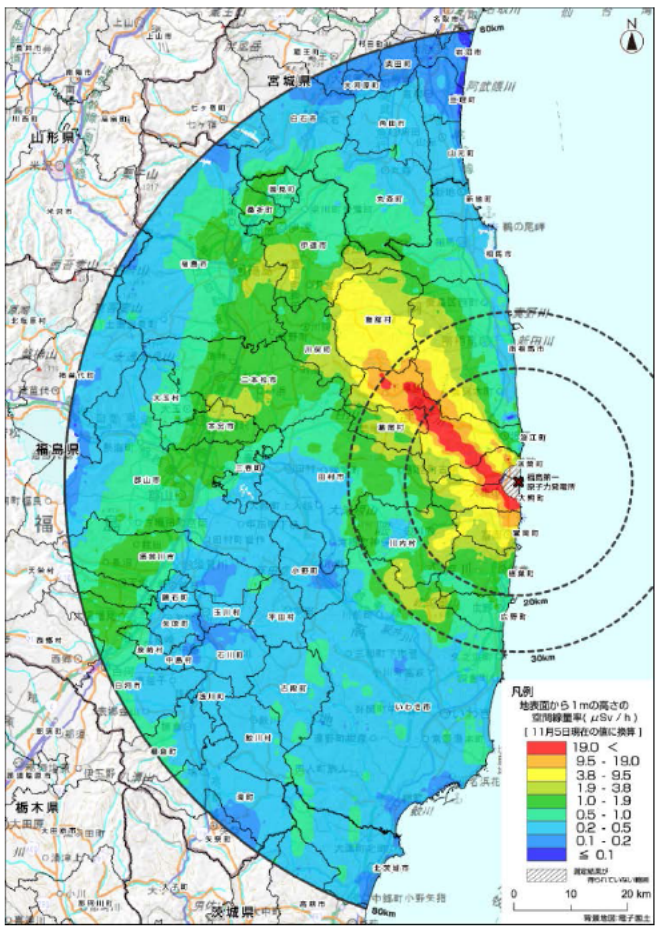

平成23年11月時点

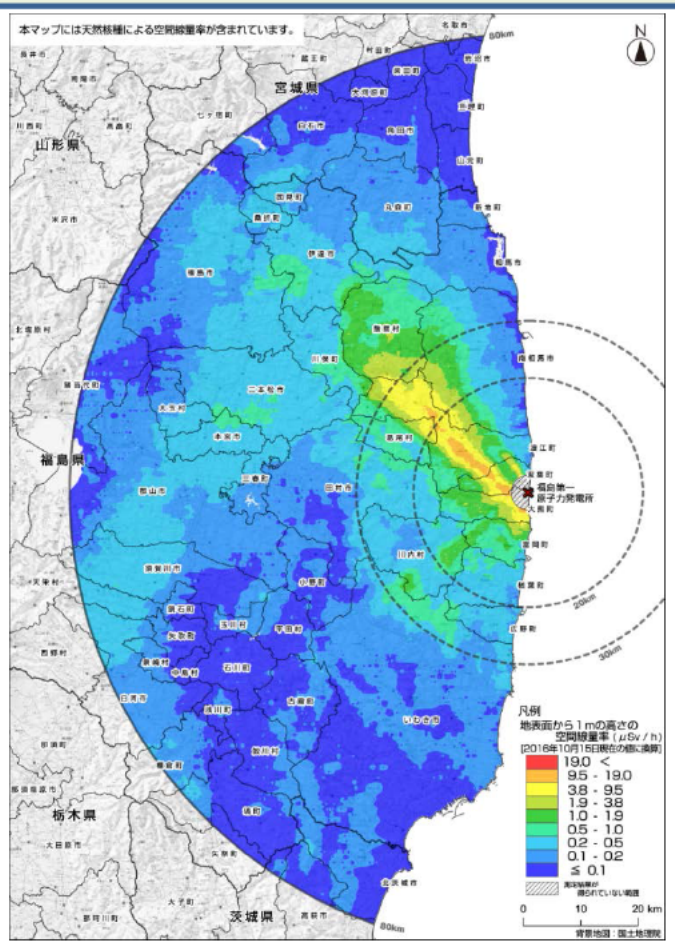

平成28年10月時点

出典：原子力規制委員会「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について」

＊本値は対象地域を250mメッシュに区切り、各メッシュの中心点の測定結果の比から算出したものである。
他の比較手法を用いた場合、減少率は異なる可能性がある。

最新のデータはこちら

放射線モニタリング情報　検索

http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/

12市町村全体の物理減衰のみによる空間線量見通し（参考試算）

○ 12市町村全体（＝約2,000㎢）では、3.8μSv/h（※年間被ばく線量に換算すると20mSv）超の地域の面積は、平成26年の12%程度から、今後の物理減衰だけでも、30～40年後には約1%以下に縮小する見通し。

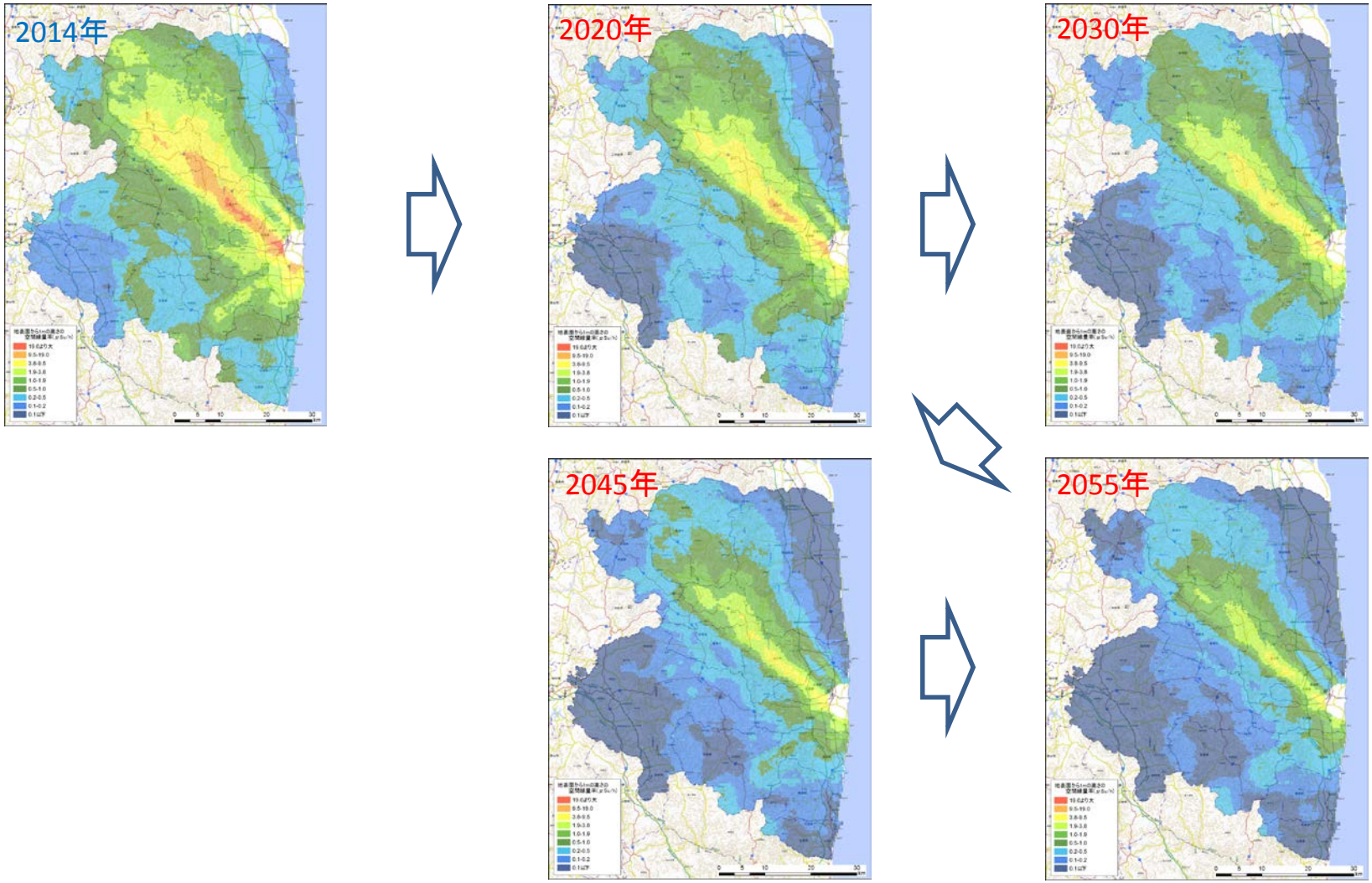

※本見通しは、様々な仮定を置いた上での推計であるため誤差の発生が避けられない等の要因から、将来を正確に見通すことは困難であるが、1つの参考試算として示すもの。

出典：復興庁　福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言参考資料より抜粋

福島県内の空間線量率の現状　①空間線量率の推移と測定体制

**○ 福島県内の空間線量率は、平成23年4月に比べ減少してきている。
また、リアルタイム・24時間体制での計測を実施している。**

● 放射線量の推移

時間の経過や除染作業の進捗により、福島県内の放射線量は低下してきています。

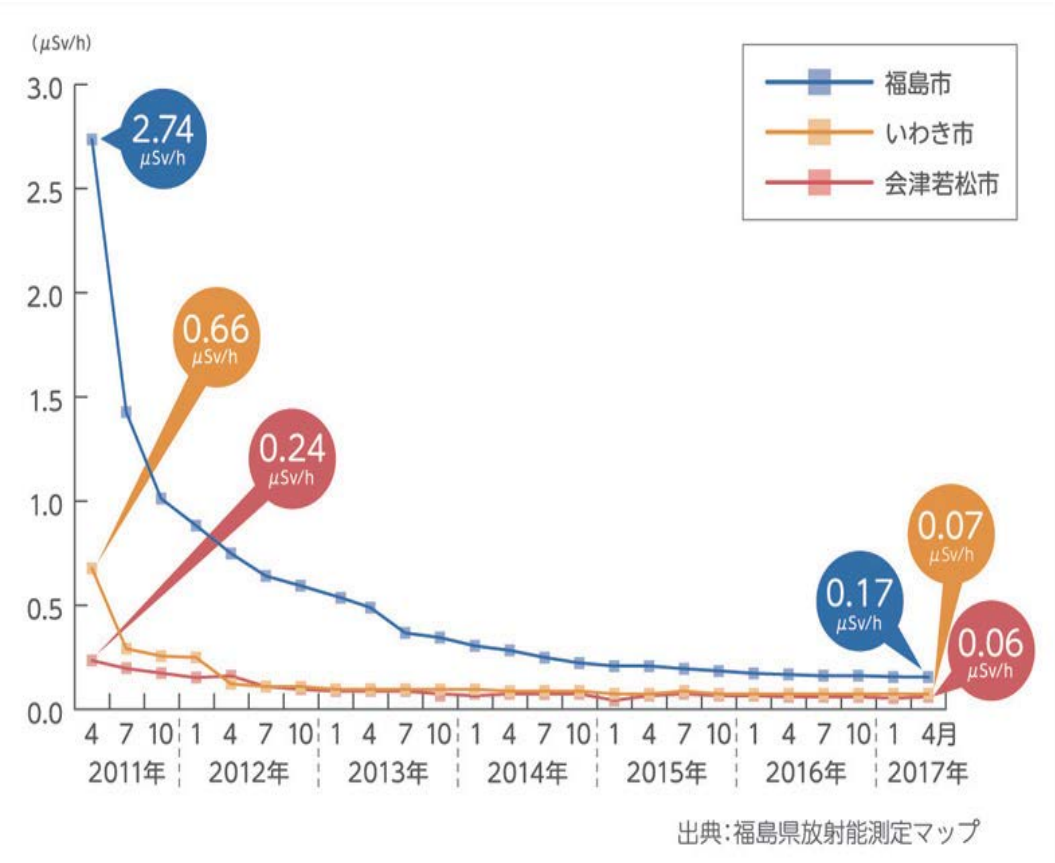

● 放射線測定体制

福島県内では、学校、公園などの公共施設2,996ヵ所にリアルタイム線量測定システムを設置し、24時間連続の環境線量測定を実施しています。また、可搬型モニタリングポスト629台を福島県全域（発電所周辺も含む）5kmメッシュ毎に設置し、精密データの採取もしています。その他に水、食品等のモニタリングによるきめ細かな対応を行っています。

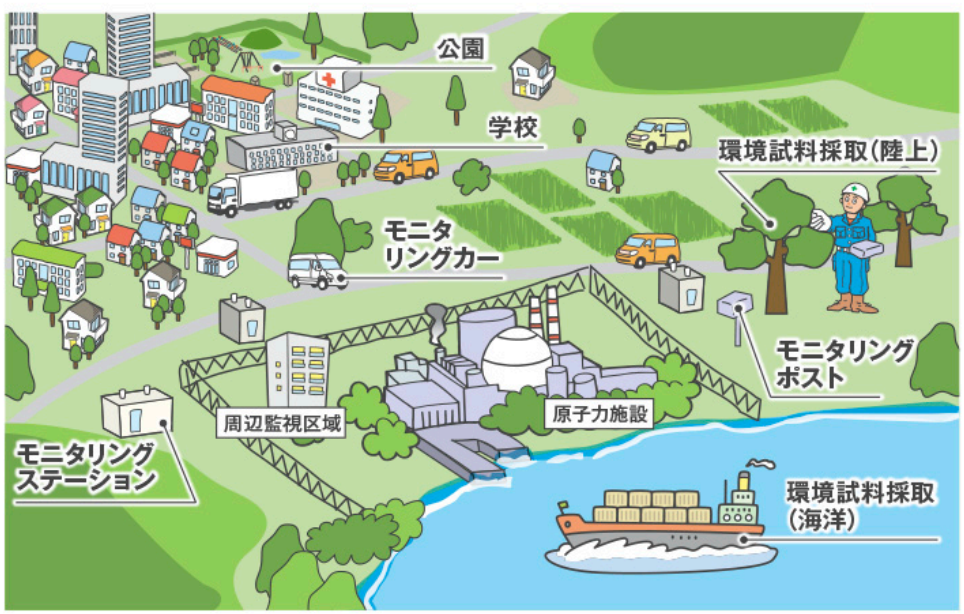

出典：福島県教育旅行パンフレットより復興庁作成

福島県内の空間線量率の現状　②世界との比較

○福島県内の空間線量率は、海外主要都市とほぼ同水準。

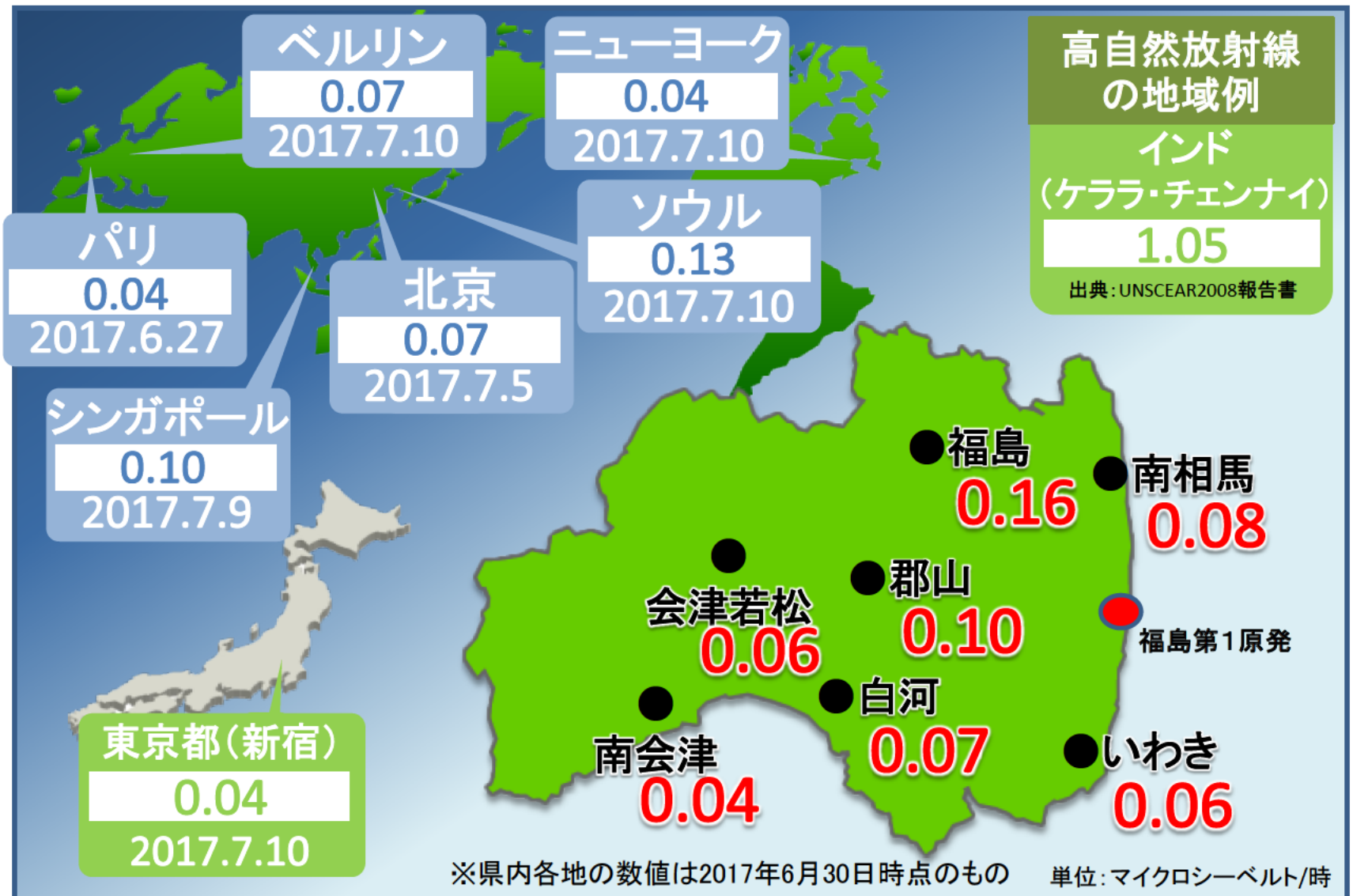

出典：「ふくしま復興のあゆみ（第19版）」、原子力規制委員会放射線モニタリング情報、「放射線リスクに関する基礎的情報」並びに日本政府観光局、アメリカ合衆国環境保護庁及びフランス放射線防護原子力安全研究所資料を基に復興庁作成

＜参考1＞

放射線の健康への影響

＜放射線と生活習慣によってがんになるリスク＞

放射線の線量 [ミリシーベルト/短時間1回]	がんの相対リスク* [倍]	生活習慣因子
1000 – 2000	1.8 【1,000mSv当たり 1.5倍と推計】	
	1.6	喫煙者
	1.6	大量飲酒（毎日3合以上）
500 – 1000	1.4	
	1.4	大量飲酒（毎日2合以上）
200 – 500	1.19	
	1.22	肥満（BMI≧30）
	1.29	やせ（BMI<19）
	1.15-1.19	運動不足
	1.11-1.15	高塩分食品
100 – 200	1.08	
	1.06	野菜不足
	1.02-1.03	受動喫煙（非喫煙女性）
100 未満	検出困難	

※放射線の発がんリスクは広島・長崎の原爆による瞬間的な被ばくを分析したデータ（固形がんのみ）であり、
長期にわたる被ばくの影響を観察したものではありません。
※相対リスクとは、被ばくしていない人を1としたとき、被ばくした人のがんリスクが何倍になるかを表す値です。

出典：国立研究開発法人　国立がん研究センター

＜参考2＞

身の回りの放射線

出典：廃炉・汚染水対策福島評議会事務局（平成27年3月）

放射線を受ける量の比較

＊自然界から受ける放射線
年間2.1ミリシーベルト
（日本平均）

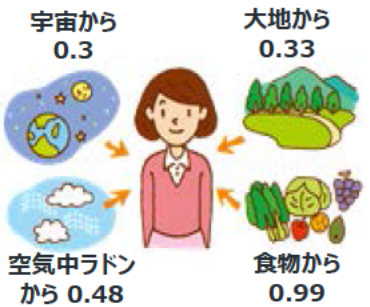

（世界平均） 2.4
（日本平均） 2.1

300
200
100
10
1
0.1
0.01
0.001
放射線の量
（ミリシーベルト）

365 宇宙ステーションに滞在した場合（1年間）

6.9 胸部エックス線コンピュータ断層撮影検査（CTスキャン：1回）

0.6 胃のエックス線集団検診（1回）

0.19 東京～ニューヨーク間（往復）航空機

0.05 胸のエックス線集団検診（1回）

0.01 歯のレントゲン（1回）

＊放射線・放射能の単位＊

- ●ベクレル （Bq） 放射能の単位
- ●シーベルト （Sv） 放射線の人体への影響の単位

☞1シーベルト＝1千ミリシーベルト＝100万マイクロシーベルト

福島県の復興・再生　避難指示区域の状況①

○福島県の<u>避難指示区域は県全体面積の3%</u>。97%のエリアは通常の生活が可能。

・県面積：13,783km²
・避難指示区域面積：370km²

➡ 県面積の約3%

出典：福島県、原子力被災者生活支援チーム資料を基に復興庁作成

福島の復興・再生　避難指示区域の状況②

○ 避難指示解除準備区域・居住制限区域について、平成29年4月1日までに、田村市、楢葉町、川内村、葛尾村、南相馬市、飯舘村、川俣町、浪江町、富岡町で避難指示を解除。

避難指示区域の解除

田村市（都路地区）：避難指示の解除　（平成26年4月1日）
楢葉町：全町避難した町として初めて避難指示を解除　（平成27年9月5日）
葛尾村：避難指示の一部解除（平成28年6月12日）
川内村（東部）：避難指示の解除　（平成26年10月1日、平成28年6月14日）
南相馬市：避難指示の一部解除（平成28年7月12日）
飯舘村：避難指示の一部解除（平成29年3月31日）
川俣町：避難指示の解除（平成29年3月31日）
浪江町：避難指示の一部解除（平成29年3月31日）
富岡町：避難指示の一部解除（平成29年4月1日）

参考

避難指示解除準備区域：
避難指示区域のうち、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であると確認（平成24年3月当時の当該線量を基に確認）された地域。

居住制限区域：
避難指示区域のうち、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあると確認（平成24年3月時点の当該線量を基に確認）され、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き非難の継続を求める地域。

帰還困難区域：
事故後6年間を経過してもなお、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある地域。平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域。

避難指示区域の概念図

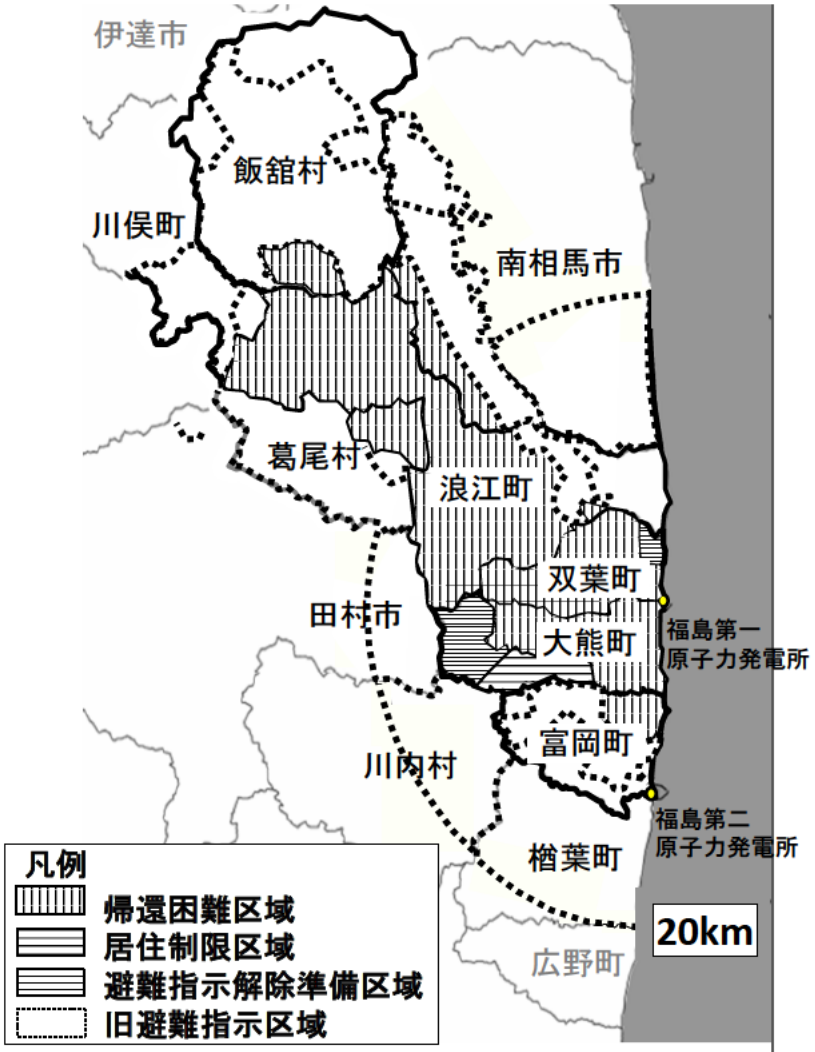

出典：復興の現状と最近の取組を基に復興庁作成

避難指示区域における交通インフラの改善と交通状況

○ 平成26年9月に国道6号が、平成27年3月に常磐自動車道が、それぞれ全線で通行可。また、JR常磐線は、2019年度末までの全線開通を目指す。
○ 1日あたりの平均交通量は、国道6号で約1万6千台、常磐自動車道で約1万台。
○ 国道6号の避難指示区域を通過した際の被ばく線量は、胸部X線集団検診の被ばく線量の約50分の1。

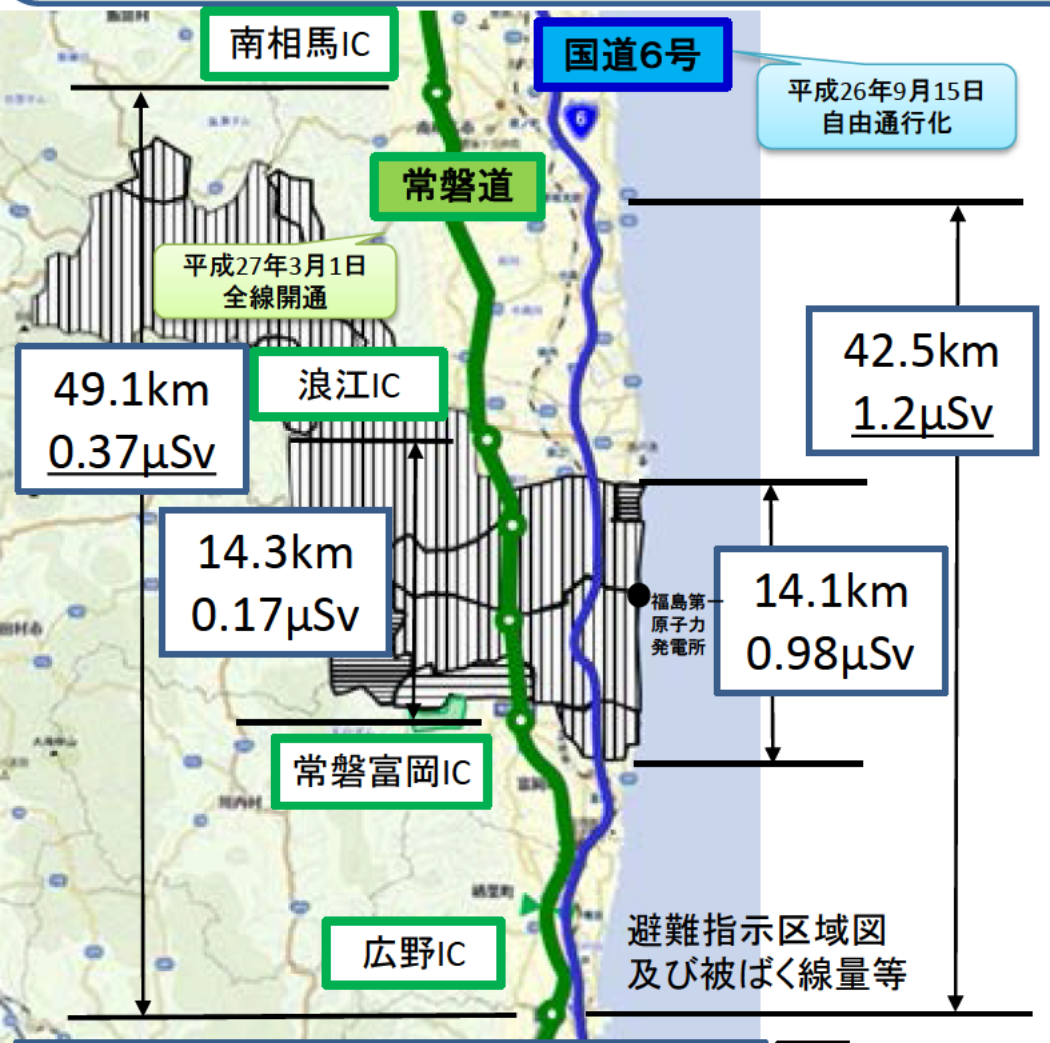

-四角内の数値-
上段：区間距離
下段：運転手等の被ばく線量
（国道6号は40km/h、常磐道は70km/hで走行した場合）

帰還困難区域
居住制限区域
避難指示解除
準備区域

●国道6号の避難指示区域を時速40kmで通過する自動車の運転手等の被ばく線量は、1回あたり1.2マイクロシーベルト（μSv）。

胸部X線集団検診の被ばく線量(1回あたり60μSv)の約50分の1

●常磐道の広野ICから南相馬ICを時速70kmで通過する自動車の運転手等の被ばく線量は、1回あたり0.37μSv。

●国道6号及び常磐自動車道の帰還困難区域等において、トラック及び積荷を用いて、放射性物質の付着を実測したところ、1回通行時のトラック本体や積荷の表面などの汚染度合は、いずれも検出限界値を下回った。

国道6号及び常磐自動車道の交通状況 （期間中の日平均）

	H27.3/2～9/1
国道6号	16,000台/日

常磐自動車道	H27.3/2～9/1
南相馬ー浪江（H26.12開通）	8,300台/日
浪江ー常磐富岡（H27.3開通）	8,700台/日
常磐富岡ー広野	9,500台/日

出典：国土交通省東北地方整備局、他（2015年10月16日）

３．食品の安全･安心の確保に向けた取組

科学的根拠により設定された世界で最も厳しいレベルの基準値の採用

○ 科学的根拠により設定された世界で最も厳しいレベルの基準値に基づく放射性物質検査の徹底による食品安全の確保。

（単位：Bq/kg）

日本 食品衛生法の基準値		EU Council Regulation (Euratom) 2016/52		アメリカ CPG Sec. 560.750 Radionuclides in Imported Foods – Levels of Concern		コーデックス CODEX STAN 193-1995	
飲料水	10	飲料水	1,000				
牛　乳	50	乳製品	1,000				
乳児用食品	50	乳児用食品	400			乳児用食品	1,000
一般食品	100	一般食品	1,250	食品	1,200	一般食品	1,000

※上記における基準値は、受ける線量を一定レベル以下にするためのものであり、必ずしも安全と危険の境目となるものではない。

※コーデックス：消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的とし、国際連合食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）により設立された国際的な政府間機関。国際食品規格（コーデックス規格）の策定等を行っている。（加盟国：187か国及びEU（2016年8月現在））

出典：厚生労働省資料を基に復興庁作成

福島県の食品の安全・安心に向けた取組①

○ 科学的根拠により設定された世界で最も厳しいレベルの基準値に基づく放射性物質検査の徹底による食品安全の確保。
○ 農地の反転耕等による除染やカリ施肥等による吸収抑制対策を実施。

福島県における食品検査体制（平成26年2月28日現在）

食品の放射性セシウムの基準値　単位：Bq/kg

食品群	一般食品	乳児用食品	牛　乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

※放射性ストロンチウム、プルトニウムなどを含めて基準値を設定

放射性物質（放射性元素）	放出される放射線※
カリウム40	β、γ
セシウム137	β、γ
セシウム134	β、γ

※壊変生成物（原子核が放射線を出して別の原子核になったもの）からの放射線を含む

【出典】（社）日本アイソトープ協会「アイソトープ手帳 11 版」より作成

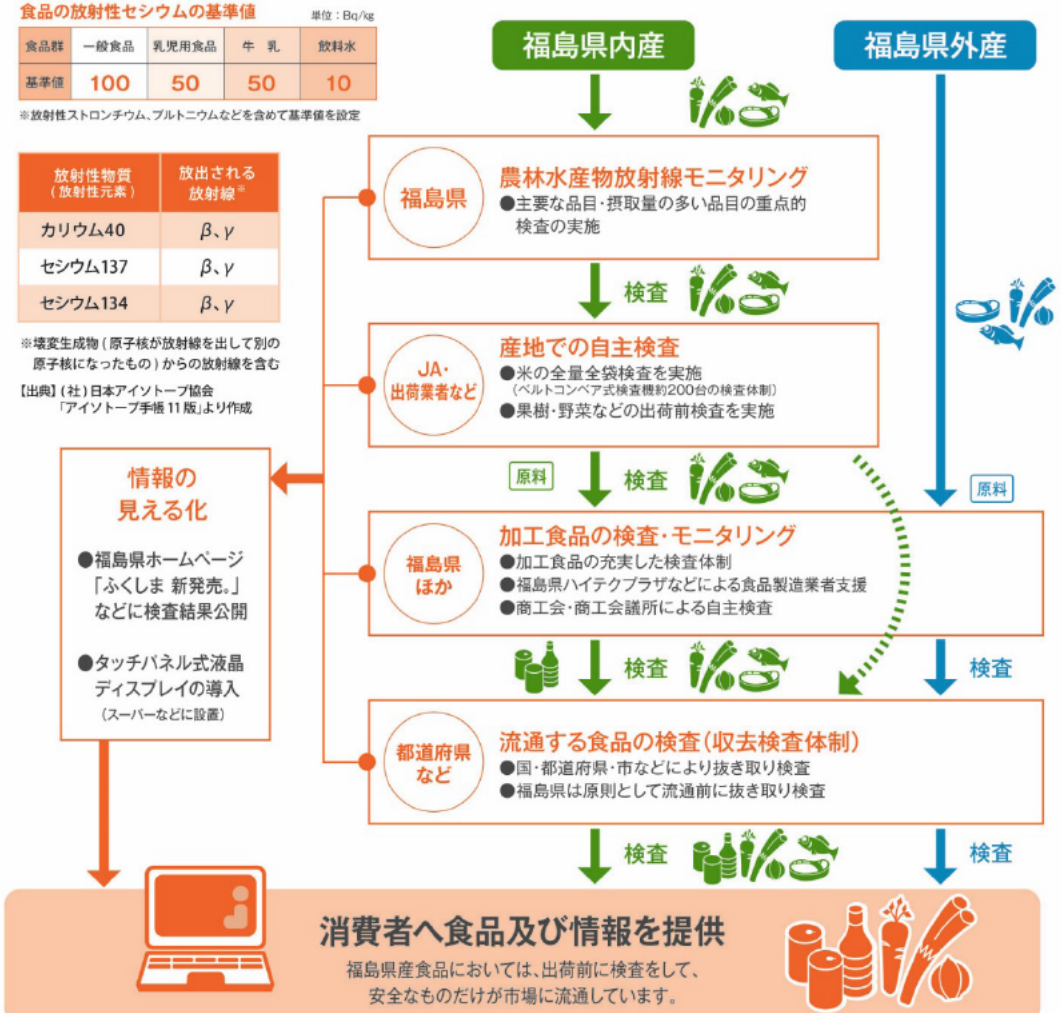

出典：福島県教育旅行パンフレット

カリ施肥による稲の吸収抑制対策

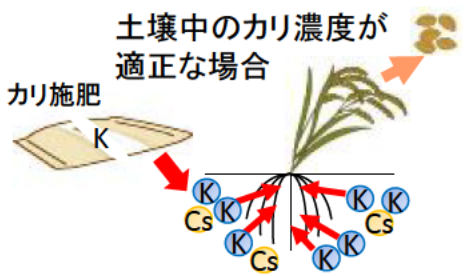

出典：農林水産省、風評TF資料

福島県では、食品中の放射性セシウムの基準値である「食品1kgあたり100Bq（一般食品）」に基づいて生産、製造・加工、流通・販売、消費の各段階において検査を行っています。

福島県の食品の安全・安心に向けた取組②

○農林水産物は、出荷前に徹底したモニタリング検査等を行い、結果を公表。
○震災直後に比べ、近年は基準値（100Bq/kg）を超えるものは大幅に減少。
○基準値を超えたものは出荷を制限しており、市場に流通しているものは安全。
○出荷制限の解除は、厳格な基準のもとに実施。

農林水産物のモニタリング検査等の状況

（2016年4月1日～2017年2月28日）
※「玄米」のみ、2016年8月24日～2017年2月28日

種別	検査数	基準値超過数	超過数割合
玄米（2016年産）	約1,023万点	0点	0.00%
野菜・果実	3,763件	0件	0.00%
畜産物	4,026件	0件	0.00%
栽培山菜・きのこ	1,026件	0件	0.00%
海産魚介類	7,785件	0件	0.00%
内水面養殖魚	103件	0件	0.00%
野生山菜・きのこ	762件	2件	0.26%
河川・湖沼の魚類	577件	4件	0.69%

基準値超過なし
- ▸安全に出荷
- ▸引き続き解除に向け調査

基準値超過品目は、その産地ごとに出荷制限

出荷制限解除の流れ

徹底したモニタリング検査 ⇨ 原則、1か月以内の検査結果が全て基準値以内 ⇨ 出荷制限解除

最新のデータはこちら ふくしま新発売 検索

http://www.new-fukushima.jp/
（地域や作物などから最新の情報を検索可能）

出典：ふくしま復興のあゆみ（第19版）、「ふくしま新発売。」HPを基に復興庁作成

福島県の食品の安全・安心に向けた取組③

○特に米は、平成24年から世界初の取組として、全ての米袋について放射性物質検査を実施。
○平成27年産米以降は、基準値(100Bq/kg)を超過したものはゼロ。

IAEAによるモニタリング等への評価　（IAEA報告書（平成28年10月）より抜粋）

・食品中のセシウムの測定、適切な規制措置及びモニタリング結果の公表は、食料供給の安全性に対する信頼を維持する上で助けとなっている。
・食品規制は、食品のサンプル抽出・モニタリング結果に対応し、必要な更新・改正がされ続けている。これは、日本政府による継続的警戒と、消費者や貿易の保護に対するコミットメントを示すものである。
・IAEA/FAO合同チームは、モニタリング方法や食品の放射性物質汚染に関する問題への対応は適切であり、食料供給網は関係当局により効果的にコントロールされていると理解している。

＜参考＞

福島県における海産物の調査結果

平成29年5月29日現在

○福島県の海産物について、震災直後の平成23年4～6月は、基準値(100Bq/kg)を超える割合が57.1%であったが、その後は低下を続け、平成27年4月以降は0%。

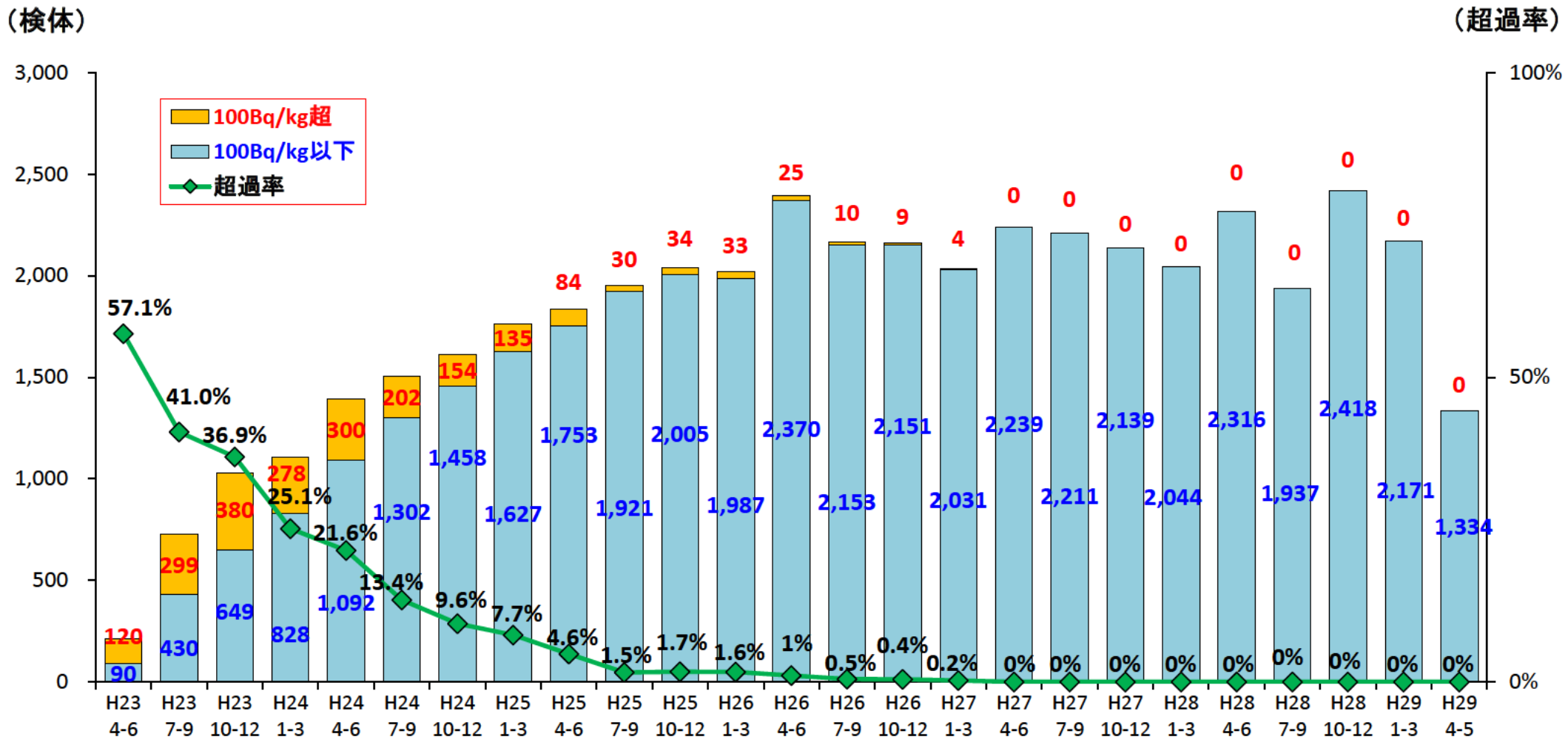

出典：農林水産省資料から抜粋

福島県の海産物に関する自主検査

○ 福島県では漁業の操業を自粛し、試験操業・販売*を実施。
○ 基準値を超えたものは出荷を制限しており、消費者の手元に届く海産物の安全性は確保。
○ 漁協が国の基準値よりも厳しい自主基準（50Bq/kg）に基づく自主的な検査を実施し、安全・安心に配慮。

*「試験操業・販売」：平成23年3月以降、操業自粛している中で、海産物の放射性物質検査の結果、安定して基準値を下回っている海域・魚種について、試験的に操業・販売を実施している。

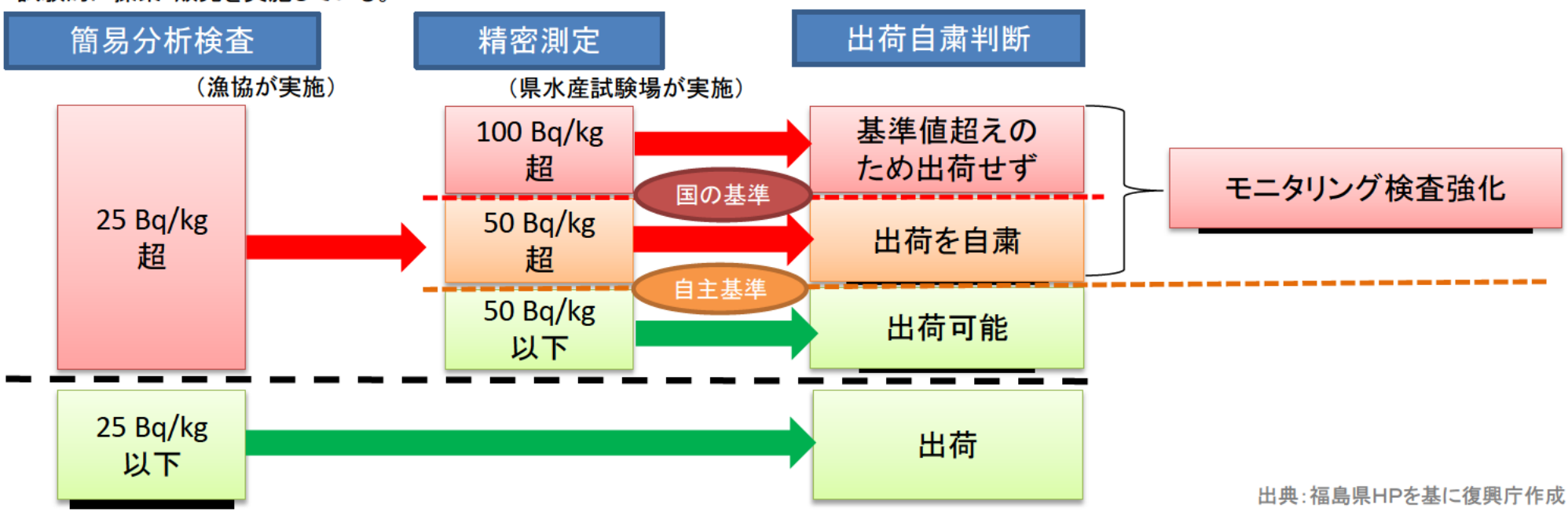

出典：福島県HPを基に復興庁作成

IAEAによるモニタリングへの評価（IAEA報告書（平成26年2月）より抜粋）

日本は2012年に、国民が受ける放射線量を国際基準レベルより少なくするため、食品の上限値としてセシウム134・137の合計で100ベクレルを採用した。これに応じ、日本は、海水及びフード・チェーンの食品について、包括的なモニタリングシステムを構築している。加えて、日本は国際基準に基づいた食品管理の基準値を導入している。
この体系的なアプローチと、関係する地方自治体による出荷制限が、市場に流通する海産物の安全性を確保している。

出荷制限解除までの流れ

○ モニタリング検査により、基準値を超過する農林水産物については、品目ごとに市町村単位で出荷を制限しており、市場に流通しないよう措置。
○ 出荷制限の解除に当たっては、原則、直近の1ヶ月以内の検査結果がすべて基準値以下であり、基準値を超える結果が出ないことを推定できる場合に解除される。

モニタリングから制限解除までの流れ

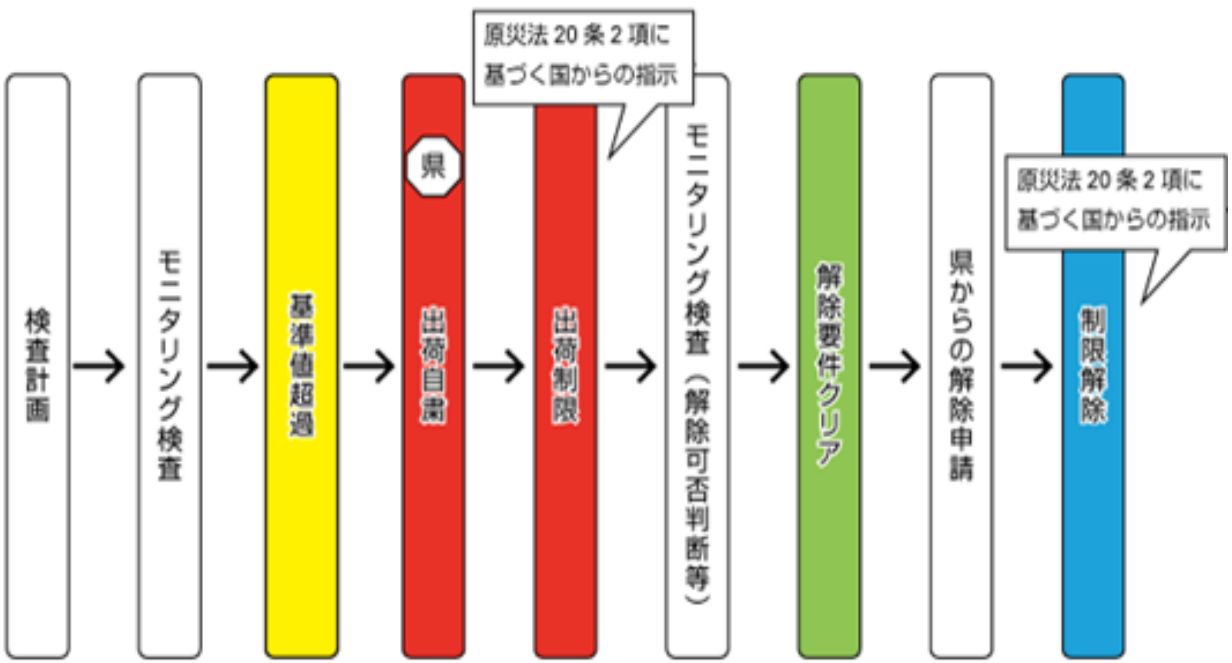

根拠：検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（原子力災害対策本部平成29年3月24日）

出典：「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」原子力災害対策本部（平成29年3月24日）、福島復興ステーション/復興情報ポータルサイト

モニタリングの結果、基準値を超過する放射性セシウムを含む農産物等があった場合には、直ちに県から産出した市町村に出荷自粛を要請する。

その後、自粛要請した産地とその周辺地域で該当品目の追加検査を行い、国（原子力災害対策本部）が出荷制限の要否や対象区域の判断などを行う。

解除に向けては、たとえば野菜の場合、1市町村当たり3カ所以上の地点で放射性セシウムの検査を行うなど、品目ごとに決まった検査を行う。

出荷制限の解除に当たっては、原則、直近の1ヶ月以内の検査結果がすべて基準値以下であり、基準値を超える結果が出ないことを推定できる場合に解除される。

食品についての風評被害の現状 （風評被害に関する消費者意識の実態調査（第９回））

○消費者庁の調査によると、食品等については、福島県を中心とした被災地産品の購入をためらう消費者が一定程度存在。その割合は減少傾向かほぼ横ばい。
○放射性物質を気にして食品を買うことをためらう産地を「福島県」と回答した人は、第９回調査（平成29年２月）では15.0%で、これまでで最少に。

食品を買うことをためらう産地

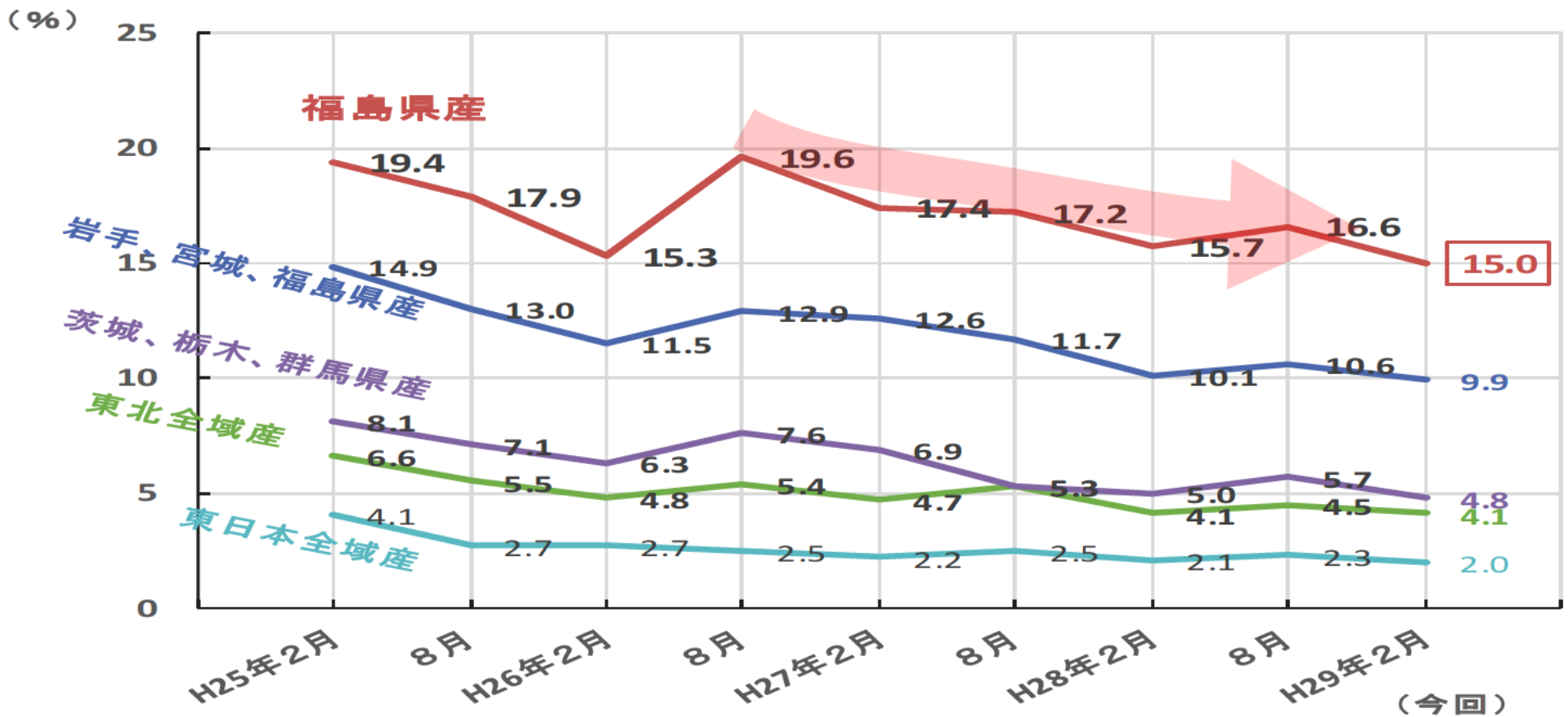

※ 全回答者（5,176人）のうち、放射性物質を理由に産地を気にする人が、購入をためらう産地として選択した産地の割合

出典：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第9回）」より抜粋

福島産の農林水産業の状況

○ 農林水産業については、震災前に比べ産出額が減少している。福島県は、今後、農林水産業の再生に向けた取組や、県産農林水産物の魅力と「安全・安心」に向けたPR活動等を進めていく。

福島県の農業産出額等の推移

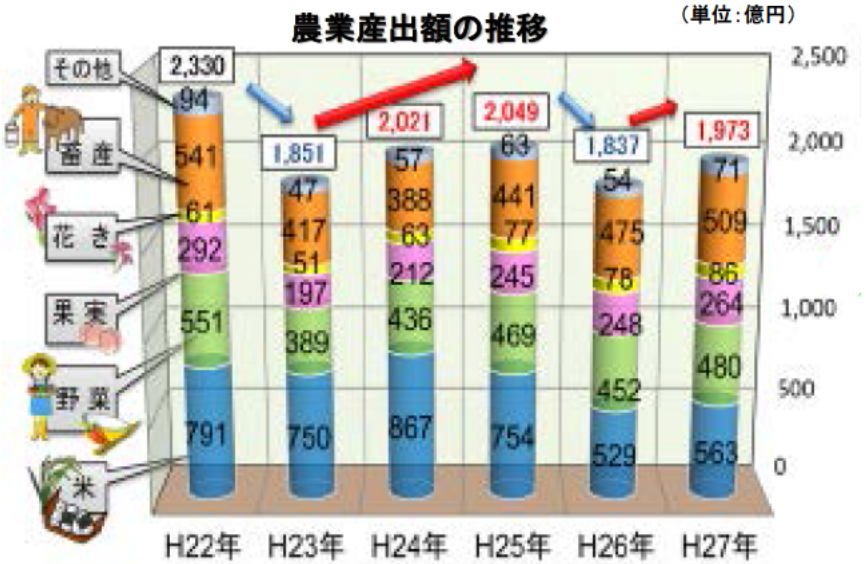

※ 項目毎の四捨五入により年計と年の各項目の総和は一致しない。
※ 米について、平成24年以降、作付面積、収穫量とも増加傾向にあるものの、平成26年・27年は全国的に米価が大きく下落し、本県の米の産出額も大幅に減少した。

出典：農林水産省生産農業所得統計、生産林業所得統計報告書、漁業生産額より作成

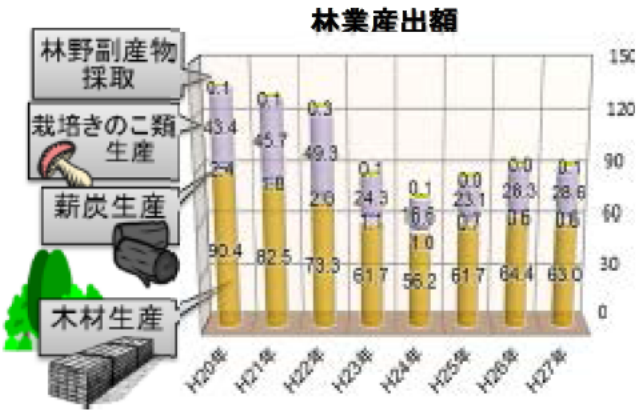

出典：福島県「ふくしま復興のあゆみ（第19版）」

主な農産物価格(平均)の推移

（単位：円／kg）　全国　福島

出典：東京都中央卸売市場ホームページ市場統計情報より復興庁作成

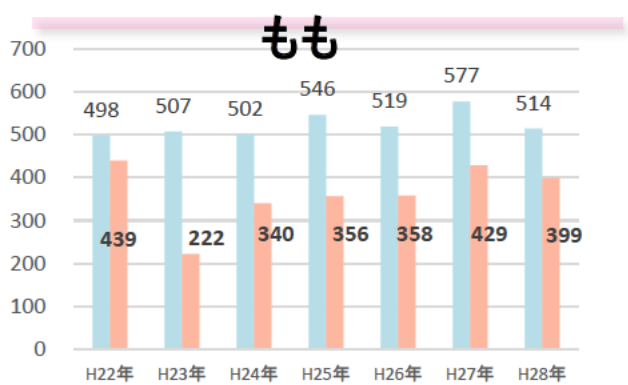

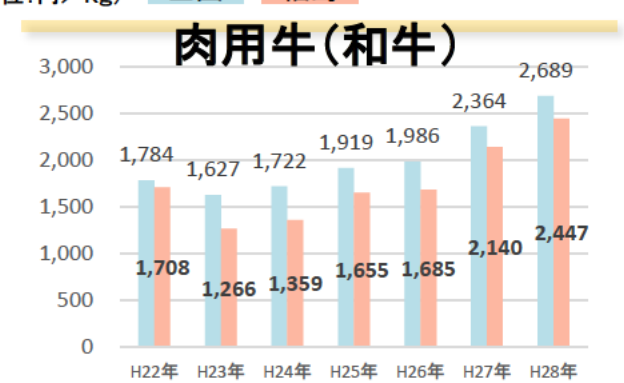

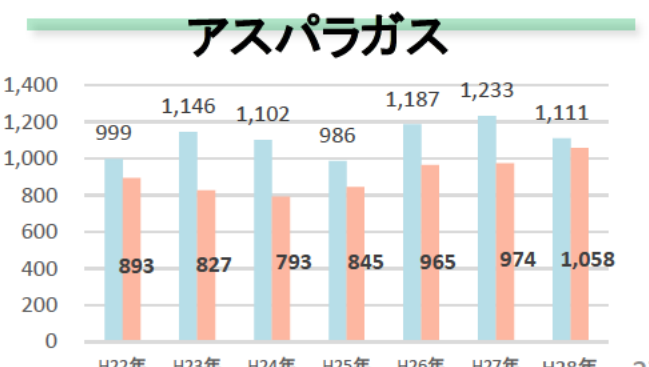

被災地産品の販路拡大等

○ 平成29年5月現在において、「食べて応援しよう！」の趣旨に賛同して行われた、民間企業等による被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組の報告件数は累計1,564件。平成28年10月には、復興庁、農水省、経産省の連名で、産業界での福島県をはじめとする被災地産品の流通・販売促進や企業マルシェの開催等一層の協力を要請。

○ テレビCM等のメディアを活用した広報や知事のトップセールス等による戦略的なPRを展開。平成29年1月に福島県が開催した食品流通関係者向けの商談会では、158件の個別商談を実施。

○ 今後、関係省庁と連携して水産加工品の販路拡大、輸出促進に係る取組を更に推進。

大田市場における内堀知事のトップセールス
(平成28年7月、東京都)

「復興フォーラムin大阪」福島の現状や魅力の情報発信・展示販売・観光PRを行うイベントを開催
（平成29年6月11日・12日、大阪府）

福島県が食品流通関係者向けの商談会を開催
（平成29年1月、東京都）

英国ケンブリッジ公爵殿下をお招きした福島県産品を活用した歓迎夕食会
平成27年2月28日（福島県磐梯熱海温泉）

（写真提供：内閣広報室）

４．観光復興に関する取組

観光客中心の宿泊施設（従業者数10人以上）の延べ宿泊者数（平成22年比）

○ 震災前の平成22年比で全国が114.3%まで伸びているのに対し、東北6県においては83.0%と厳しい状況が続いている。

（人泊）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
全国	184,081,850	170,403,830	180,614,930	192,603,520	198,660,410	211,781,050	210,424,190
東北6県	17,286,050	14,962,820	14,706,290	14,849,030	15,363,790	14,941,730	14,340,670
岩手県・宮城県・福島県	11,797,960	10,018,670	9,961,710	10,118,110	10,520,940	10,063,220	9,554,350
岩手県	2,653,410	2,485,980	2,657,000	2,517,800	2,497,980	2,310,670	2,496,160
宮城県	3,979,090	3,288,740	3,533,610	3,550,490	3,725,860	3,530,990	3,217,440
福島県	5,165,460	4,243,950	3,771,100	4,049,820	4,297,100	4,221,560	3,840,750

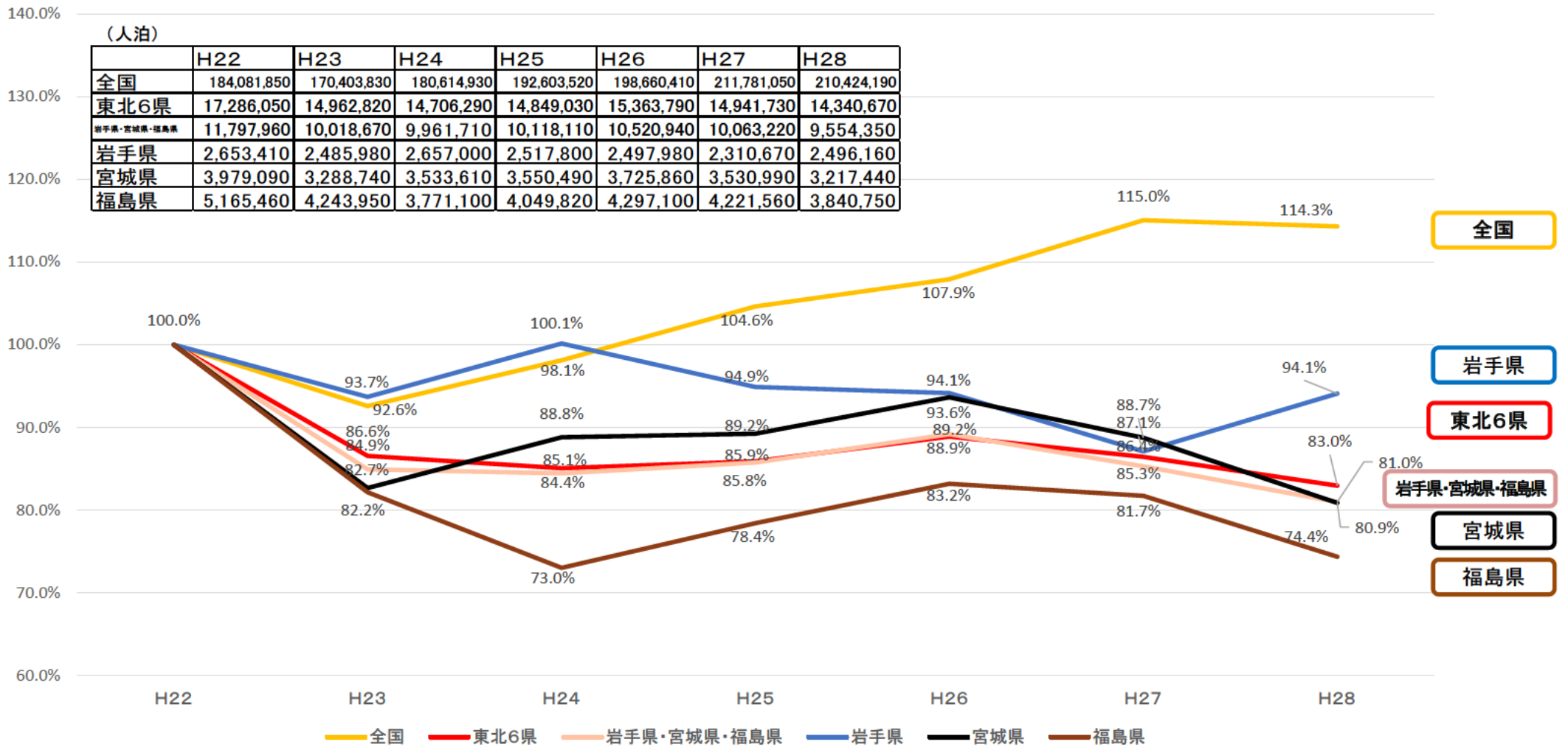

注）・従業員数10人以上の宿泊施設を対象。
・観光客中心の宿泊施設とは、観光目的の宿泊者が50%以上の宿泊施設をさす。

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

海外からの来訪客

○ 福島県における外国人宿泊者数は震災前の水準にまで未だ回復していない。

東北 3県における延べ外国人宿泊数（平成22年比）

（人泊）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
全国	26,023,000	17,015,780	23,822,510	31,242,220	42,072,820	60,509,240	64,066,730
東北6県	505,400	183,910	232,930	288,760	354,240	525,650	648,430
岩手県・宮城県・福島県	330,100	103,990	146,220	171,030	212,920	308,700	372,080
岩手県	83,440	32,140	42,790	61,330	73,220	99,360	125,330
宮城県	159,490	47,860	74,590	78,400	102,550	161,250	175,480
福島県	87,170	23,990	28,840	31,300	37,150	48,090	71,270

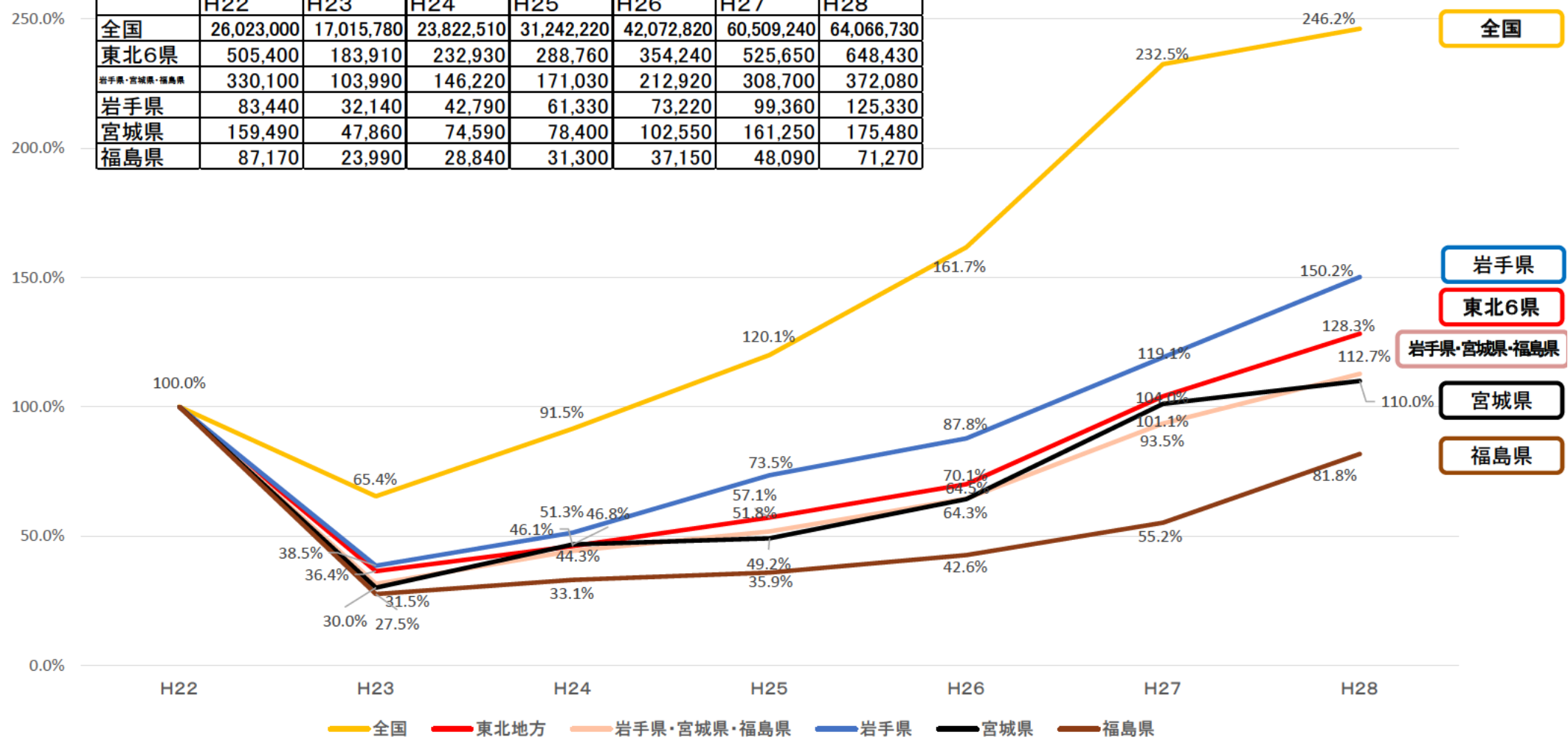

注）・従業員数10人以上の宿泊施設を対象。

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

福島県教育旅行入込数推移

○福島県ではこれまで延べ宿泊数で年間70万人を超える子どもたちを受け入れてきた。
○東日本大震災及び福島第一原発事故による風評被害などの影響で、平成23年度は約13万人と震災前の2割まで減少したが、平成27年度は約38万人と震災前の約5割ほどまで回復してきている。

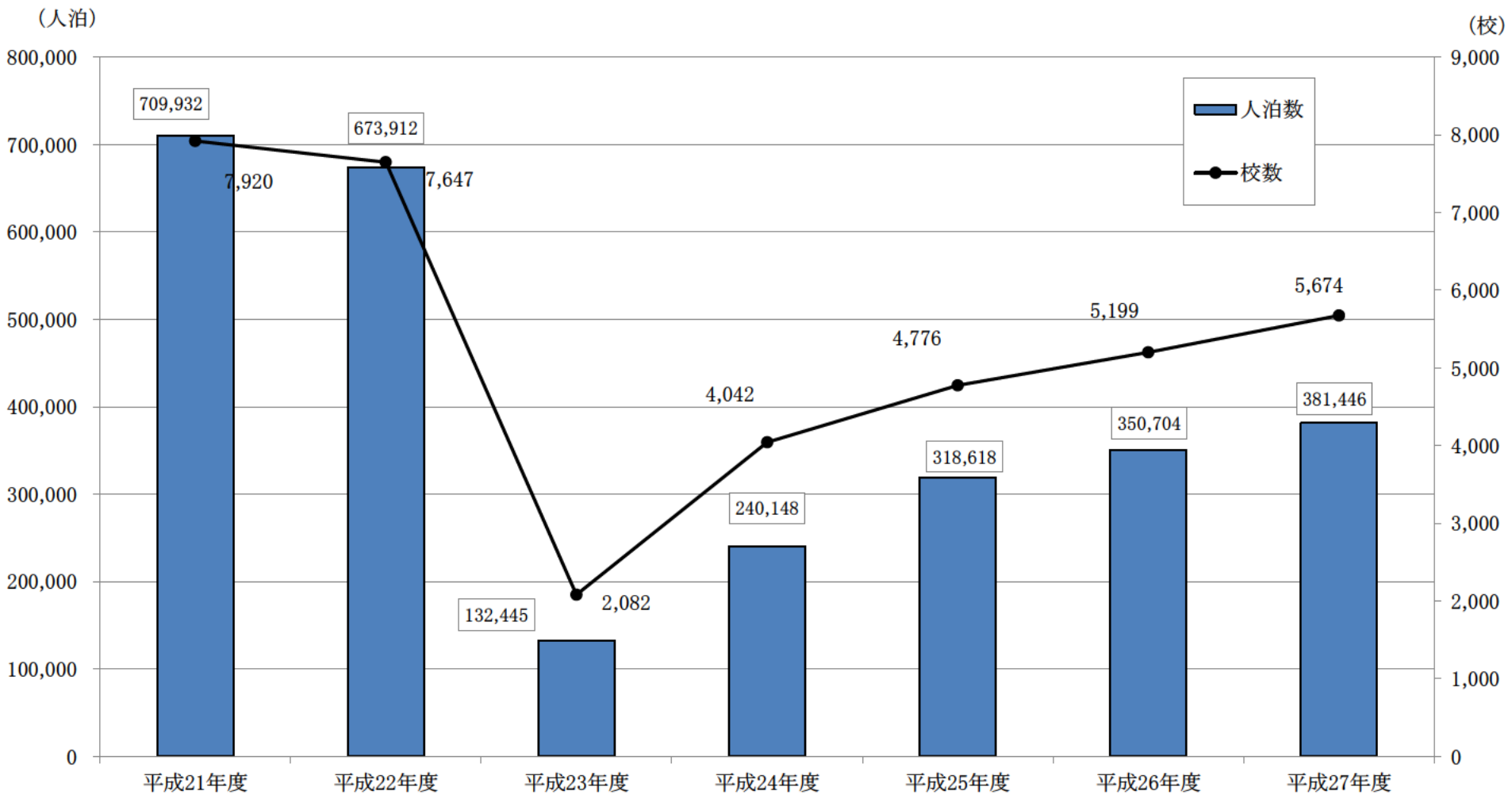

※教育旅行を目的に福島県に宿泊した小学生～大学生までの宿泊延べ人数及び学校・団体数

出典：福島県調べ

観光復興に向けた取組

○東北の観光復興は、インバウンドの全国的な急増の流れから大幅に遅れている。
○「観光先進地・東北」を目指し、平成32年（2020年）に外国人宿泊者数を150万人泊とすることを目標に設定し、平成28年度より関連予算を大幅に増額。
○平成29年度も必要な予算を確保し、東北の観光復興に向けた取組を加速化。

東北のインバウンドの現状

外国人宿泊者数の推移
（単位：万人泊）

	H22	H28
全国	2,602.3	6,406.7
東北6県	50.5	64.8

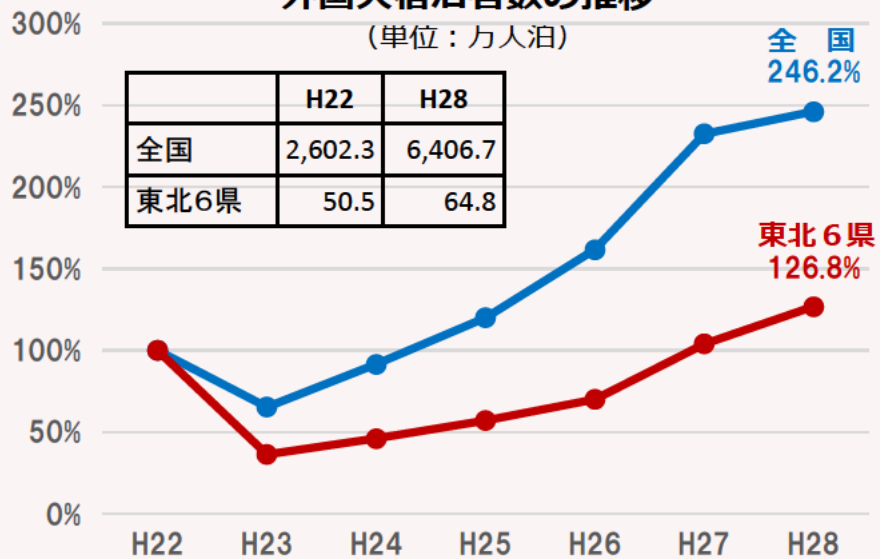

観光復興の成果（外国人宿泊者数）

●平成28年対前年比
全国:＋5.9%　東北6県:＋23.4%　福島県:＋48.2%

※観光庁「宿泊旅行統計調査」による。
※従業員10人以上の宿泊施設を対象。

主な事業
（H28当初：50億円、H28二次補正：8億円、H29当初：51億円）

●**東北観光復興対策交付金(観光庁)**
(28当初:33億、28二次補正:8億、29当初:33億)
－地域の発案に基づくインバウンド誘客に向けた取組を支援。
－東北各県が東北観光推進機構等と連携して行う広域的な取組を促進。

●**東北観光復興プロモーション(観光庁)**
(28当初:10億、29当初:10億)
－日本初となる全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンとして、東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施。

●**「新しい東北」交流拡大モデル事業（復興庁）**
(28当初:4億、29当初:5億)
－外国人旅行者の誘客につながる民間の新たなビジネスモデルの立ち上げを支援。
－東北の豊富な観光資源に着目し、多様な主体が連携した交流機会の創出を図る。

●**福島県観光関連復興支援事業(観光庁)**
(28当初3億、29当初:3億)
－福島県が実施する国内観光振興に関する取組を支援。
－教育旅行の誘致に向けた取組の支援を強化。

福島県における観光関連復興支援事業

福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する国内観光関連事業に対して補助を行う。

1．背 景

〇原発事故に伴う風評被害により観光関連産業は甚大な被害を被っている。
〇福島県において、観光関連産業は基幹産業であり、観光による経済波及効果の裾野は広いことから、観光復興は早期復興を促進するために非常に重要な役割。

2．取組内容

（1）国内プロモーション

① 交流・風評払拭イベントの開催
② 観光アドバイザーの派遣
③ 観光の基礎力づくりに向けた人材育成等

（2）教育旅行再生

① 震災語り部のスキルアップ
② 関係者の招へい、モニターツアーの実施
③ 教育旅行専門誌等を利用したプロモーション

（3）海外プロモーション

（海外プロモーションは、平成28年度からは、新設する東北観光復興対策交付金による支援に移行）

【実施事業例（平成28年度）】

〇観光地ブランド周遊観光推進事業

“温泉”、“食”をテーマに、県内の観光地、施設を巡るクーポン付スタンプラリーを実施し、周遊観光の振興を図る。

〇教育旅行再生事業

福島県への教育旅行を検討している学校教員を招へいし、これまでに造成した学習プログラム等を体験してもらい、教育旅行の誘致を促進する。

東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業

○訪日外国人が急増する中、東北地方では、外国人の延べ宿泊者数がようやく震災前の水準を回復したところである。

（参考）外国人延べ宿泊者数（平成22年⇒平成28年）

・全国：2,602万人⇒6,407万人（＋146%）、東北51万人⇒65万人　※従業員10人以上の宿泊施設を対象

○訪日外国人急増の効果を東北地方にも波及させるため、風評被害を払拭し、東北地方の観光の潜在力を開花させ、観光復興を実現する(Ｈ28年度に東北観光復興対策交付金を新たに設け、更に推進)。

観光地域づくり（東北観光復興対策交付金）

➢ 東北地方において、地域からの発案に基づき実施する、インバウンドを呼び込む取組を支援。

地域の取組体制を構築

✖

地域資源の磨き上げ

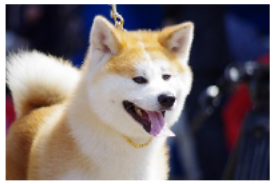

インバウンド急増の効果を被災地にも波及

訪日プロモーション（JNTO運営費交付金）

➢ 日本初となる全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンの第1弾として東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施。

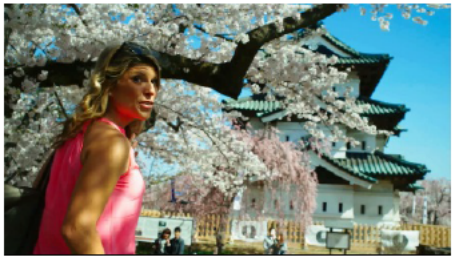

東北地方の魅力を映像で発信

旅行会社・メディア等の招請

商談会の実施

宿泊事業者を対象としたセミナー

５．輸入規制の撤廃等に向けた取組

福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制(現状)

平成29年
5月31日現在

カテゴリー	アジア大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	計
輸入停止を含む規制	韓国 台湾 中国 香港 マカオ シンガポール			ロシア			7か国・地域
	6か国・地域			1か国			
限定規制（条件付きで輸出可）(*1)	フィリピン(*1) インドネシア ニューカレドニア 仏領ポリネシア ブルネイ パキスタン	米国(*1)	ブラジル アルゼンチン	EU28か国(*2) アイスランド スイス ノルウェー リヒテンシュタイン	ア首連 オマーン サウジアラビア バーレーン レバノン イスラエル トルコ	エジプト モロッコ コンゴ（民）	51か国・地域
	6か国・地域	1か国	2か国	32か国	7か国	3か国	
規制撤廃	ミャンマー(H23.6) ニュージーランド(H24.7) マレーシア(H25.3) ベトナム(H25.9) 豪州(H26.1) タイ（H27.5)(*3) インド(H28.2) ネパール(H28.8)	カナダ(H23.6)	チリ(H23.9) メキシコ(H24.1) ペルー(H24.4) コロンビア(H24.8) エクアドル(H25.4) ボリビア(H27.11)	セルビア(H23.7) ウクライナ(H29.4)	イラク(H26.1) クウェート(H28.5) イラン(H28.12) カタール(H29.4)	ギニア(H24.6) モーリシャス(H28.12)	23か国
	8か国	1か国	6か国	2か国	4か国	2か国	

81か国・地域

（＊1）輸入停止を含まないが証明書要求等の措置を講じている国・地域を「限定規制」と分類している（ただし，フィリピン，米国の2か国については，輸入停止を含む措置が含まれているが，対象品目は日本の出荷制限品目を基準としているため，「限定規制」に分類。）。なお，各カテゴリーの中でも規制の内容や対象地域・品目は国・地域ごとに異なる。
（＊2）EUは，EU加盟28か国で同一の規制が課されている。
（＊3）タイは野生動物（イノシシ，ヤマドリ，シカ）の肉を除いて規制を撤廃。
（＊4）下線を引いている国・地域は，震災後に一定の規制緩和が実現したことのある国・地域。
（参考：各国の輸入規制の国際法上の根拠）
WTOの衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）上，各加盟国は，科学的な原則に基づき，人の生命又は健康等を保護するために必要な措置をとることができる。国際的な基準等に基づいて措置を取るのが原則とされているが，科学的に正当な理由がある場合等には，国際的な基準より厳しい措置を取ることも可能とされている。

福島第一原発事故後の輸入規制に係る各国政府への働きかけ

○ 首脳・閣僚等ハイレベルで規制緩和・撤廃を申し入れ。
○ 各国・地域毎の事情に応じ、在外公館から申し入れを実施。
○ 復興状況等の理解促進のためのPR事業や招聘事業等を実施。
今後も科学的根拠に基づく規制の緩和・撤廃を粘り強く働きかけていく。

【日・シンガポール首脳会談 (平成26年5月)】
福島県産品(一部を除く)の輸入停止解除を発表

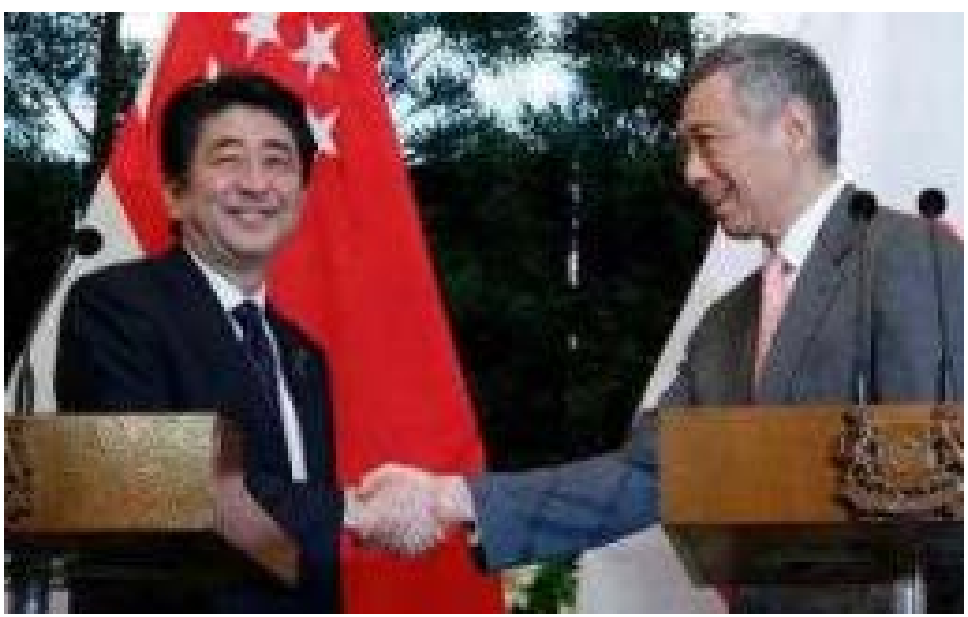

【海外の報道関係者招へい】
ASEAN記者10名によるイチゴ農家取材
(福島県郡山市)